



▲飯森山から見た長門市街のようす

空き家を正しく管理しよう

近年、空き家等の管理が適正に行われていないため、近隣の住民から不安を感じている、迷惑を受けているなどの相談が市に多く寄せられています。
 このため市では、所有者に空き家の適正な管理を求め、良好な生活環境の保全や、安全で安心なまちづくりを進めるために「長門市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成25年10月1日から施行しました。



長門市空き家等の適正管理に関する条例が制定されました！

制定の背景

私たちの住む長門市には、死亡・転出などによる人口減少が進んだ結果、長期間無人の状態が続く空き家等が増えてきました。近隣の住民からは、そのような建物の老朽化による倒壊や台風・暴風による破損での飛散、不審者の侵入や衛生環境の悪化などが懸念され、改善を求める声が市役所にも多く寄せられました。

場合や管理する意思がないなど対応が難しい場合もあります。このようは状況から、市として市民の安心・安全を確保するため、この条例を制定しました。

空き家とは

使用されていない常時無人の建物（その他工作物、敷地を含む）のことをいいます。

空き家の適正な管理は、所有者の責任です！

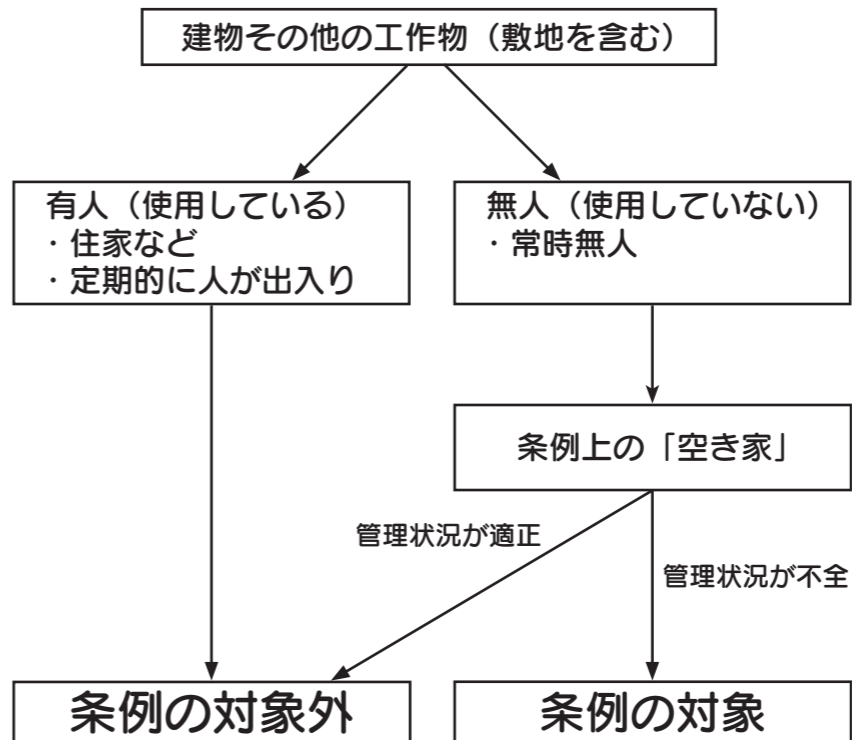
この条例では、空き家の所有者の責務として、「空き家等が管理不全な状態とならないよう適正な管理を行わなければならない」と規定しています。

管理状況が「不全」とは

- ・建物の倒壊や破損などにより人の生命や財産に被害を与えるおそれのある状態
- ・誰でも建物内に入り込むことができ、火災やその他犯罪の可能性のある状態
- ・周囲の住民の生活環境に被害を与える可能性がある状態



◆この条例の対象となる空き家とは？



条例による市の対応内容

- 1 実態調査**
市民からの情報提供または市の点検などにより、適正な管理が行われていない空き家等を把握した場合、実態調査を行います。必要がある場合は、所有者の同意の上、立入調査をします。
- 2 助言・指導**
調査により、空き家等が管理不全な状態と認められるときは、空き家等の所有者に対して管理不全な状態の改善に必要な措置について、助言や指導を行います。
- 3 勧告**
助言や指導にも関わらず、なお管理不全な状態が改善されないときは、所有者に必要な措置を行うよう勧告を行います。
- 4 支援**
助言や指導または勧告に従って、所有者が必要な措置をする

ときは、技術的な助言とともに、解体や撤去に対する補助金を支給します。

5 緊急措置

管理不全な状態にある空き家等で、所有者がすぐにその状態を解消することができない事情があり、近隣の住民に被害が及ぶおそれがあるときには、所有者にその費用を負担する同意が得られた上で、行政が必要最小限の緊急の対応をします。

6 命令・公表

所有者が勧告に応じず、空き家が著しく管理不全な状態であるときには、長門市空き家等の適正管理に関する審議会の審議を経て、必要な措置を講じるよう命令します。
 命令を行ったにも関わらず、正当な理由もなく命令に従わないときは、氏名等の公表を行います。

7 代執行

所有者が命令に従わず、他に

市からの助成

上記4の支援による補助金は、次のとおりとなります。

補助金額

- ・延べ床面積200平方メートル未満のもの…経費の1/2、50万円を限度
 - ・延べ床面積200平方メートル以上のもの…経費の1/2、70万円を限度
- ※ただし、所得制限があります

相談・問い合わせ

- 建設部都市建設課
 三隈支所総合窓口課 Tel. 23 - 1147
 日置支所総合窓口課 Tel. 43 - 0221
 油谷支所総合窓口課 Tel. 37 - 2111
 Tel. 32 - 1111